

# 『業務改善助成金』のご案内

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率			
25 円コース	25 円以上	1 人	25 万円	以下の 2 つの要件を満たす事業場 ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金 (848 円) の差額が 30 円以内(※1) （事業場内最低賃金が 878 円以下）(※1) ・ 事業場規模 100 人以下	【事業場内最低賃金 848 円～849 円】(※1) 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※2)			
		2～3 人	40 万円					
		4～6 人	60 万円					
		7 人以上	80 万円					
30 円コース	30 円以上	1 人	30 万円		以下の 2 つの要件を満たす事業場 ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金 (848 円) の差額が 30 円以内(※1) （事業場内最低賃金が 878 円以下）(※1) ・ 事業場規模 100 人以下	【事業場内最低賃金 848 円～849 円】(※1) 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※2)		
		2～3 人	50 万円					
		4～6 人	70 万円					
		7 人以上	100 万円					
60 円コース	60 円以上	1 人	60 万円			以下の 2 つの要件を満たす事業場 ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金 (848 円) の差額が 30 円以内(※1) （事業場内最低賃金が 878 円以下）(※1) ・ 事業場規模 100 人以下	【事業場内最低賃金 850 円～878 円】(※1) 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※2)	
		2～3 人	90 万円					
		4～6 人	150 万円					
		7 人以上	230 万円					
90 円コース	90 円以上	1 人	90 万円				以下の 2 つの要件を満たす事業場 ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金 (848 円) の差額が 30 円以内(※1) （事業場内最低賃金が 878 円以下）(※1) ・ 事業場規模 100 人以下	【事業場内最低賃金 850 円～878 円】(※1) 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※2)
		2～3 人	150 万円					
		4～6 人	270 万円					
		7 人以上	450 万円					

(※1) 金額は富山県内の事業場について示しています(令和 2 年 4 月 13 日現在)。他都道府県の事業場における金額は別途ご確認ください。

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者 1 人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その 3 年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

## お問い合わせ先

働き方改革推進支援センター富山

所在地 富山市桜橋通り 6-11 富山フコク生命第二ビル 5 階

電話番号 0800-200-0836 メールアドレス hk16@mb.langate.co.jp

## 申請先

富山労働局 雇用環境・均等室

所在地 富山市神通本町 1-5-5 富山労働総合庁舎 4 階

電話番号 076-432-2740